

No. 1037 (2019. 2. 7)

ドイツの議会質問制度

はじめに

I 下院

1 口頭質問

2 文書質問

II 上院

おわりに

キーワード：議会、国会、質問制度、口頭質問、文書質問、質問時間、クエスチョンタイム、行政統制、行政監視、ドイツ

- 議院内閣制の議会にとって行政統制のための重要な手段である議会質問は、政府に口頭の答弁を求める「口頭質問」、文書の答弁を求める「文書質問」に大別される。ドイツ下院の口頭質問は、クエスチョンタイム、緊急質問、対政府質問及び首相のクエスチョンタイムに、文書質問は、大質問、小質問及び（狭義の）文書質問に類型化される。
- 下院における会派別の質問数占有割合は、野党会派が高い傾向にある。下院の文書質問のうち大質問のみ、本会議での審議に発展する可能性があり、その政治的重要性から、閣議の承認を経て答弁が行われる点が特徴的といえる。
- 州政府の構成員から成る上院においては、質問制度が余り活用されていない。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

政治議会課 はまの ゆうた 濱野 雄太

第 1 0 3 7 号

はじめに

議会質問 (Parliamentary Questions) は、議会に対する政府の説明責任を特徴とする、議院内閣制の国全てにおいて存在する制度とも言われており¹、議院内閣制における議会がその任務を果たすに当たっての重要な仕組みとなっている²。議会質問には、2つの類型がある。質問に対して政府から口頭の形式により答弁が行われるものが「口頭質問」、文書の形式により行われるものが「文書質問」と整理され、いずれも政府に対して国政上の問題を問いただす手段である³。このうち「口頭質問」は基本的に本会議において実施され、政府構成員である首相や大臣に対し、その所掌一般について議員が質問をするものであり、本会議や委員会で行われる法律案等の審議・審査における討論、質疑応答とは区別される⁴。

議院内閣制を採るドイツにおいても、行政統制は立法と並び重要な議会の権能と見なされている。連邦議会 (Bundestag) の一般的な質問権は、連邦議会議員の法的地位を定める基本法 (憲法に相当) 第 38 条第 1 項から直接に生じ⁵、連邦議会規則 (Geschäftsordnung des Deutschen Bundestages) ⁶第 100 条以下で具体化されている。連邦参議院 (Bundesrat) の質問権は、連邦参

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018 年 12 月 28 日である。

¹ Federico Russo and Matti Wiberg, “Parliamentary Questioning in 17 European Parliaments: Some Steps towards Comparison,” *The Journal of Legislative Studies*, Volume 16 No.2, 2010.6, p.215. ここでいう議院内閣制の国とは、内閣 (政府) の存立が議会の信任に依存する政治システムを採る国を指し、いわゆる半大統領制 (一定の任期で直接選挙された大統領と、議会の信任にその存続を依存する政府が併存する政治体制) の国も含まれる。なお、大統領制を採るアメリカには、連邦議会上下院本会議における口頭質問制度及び連邦議会議員による連邦政府への文書質問制度は存在せず、委員会の公聴会に閣僚等の政府関係者を証人として呼び、証言を求めることで、連邦政府の説明責任を確保している (廣瀬淳子「アメリカ連邦議会の行政監視一制度と課題—」『外国の立法』No.255, 2013. 3, p.7. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111645_po_02550003.pdf?contentNo=1>; Shane Martin, “Parliamentary Questions, the Behaviour of Legislators, and the Function of Legislatures: An Introduction,” Shane Martin and Olivier Rozenberg, eds., *The Roles and Function of Parliamentary Questions*, London; Routledge, 2012, p.10.)。

² 行政統制は議会の最も重要な機能の一つであり、例えば西欧諸国の議会は、政策の主導及び法律の内容への作用という点での影響力は大きくないが、その一方で、議会質問、委員会による聴聞、討論といった行政統制の手段を介することにより、政策課題に関する政府の様々な行為に対してはるかに大きな影響力を持つと評されることもある (Matti Wiberg, “Parliamentary Questioning: Control by Communication?” Herbert Döring, ed., *Parliaments and Majority Rule in Western Europe*, Frankfurt: Campus, 1995, p.220. 同趣旨として、Manuel Sánchez de Dios and Matti Wiberg, “Questioning in European Parliaments,” Martin and Rozenberg, eds., *ibid.*, p.100.)。

³ 大石眞『議会法』有斐閣, 2001, p.116.

⁴ 我が国の国会の用語上、「質問」は国会議員が議題と関係なく国政全般又は特定の事項について内閣に対し事実の説明を求め、又は所見をただす行為をいう。一方で「質疑」は本会議又は委員会において国会議員が議題 (議案、修正案、演説、報告、発言等) について議案の発議者・提出者、国務大臣、政府参考人等に疑義をただす行為をいい、両者を区別している (竹中治堅監修, 参議院総務委員会調査室編『議会用語事典』学陽書房, 2009, pp.211-215; 浅野一郎・河野久編著『新・国会事典 第3版』有斐閣, 2014, pp.161-165.)。

⁵ スヴェン・ヘルシャイト (柴田堯史訳) 「ドイツ連邦議会の情報権」松本和彦編『日独公法学の挑戦—グローバル化社会の公法—』日本評論社, 2014, p.135. 議員の全国民の代表者としての役割を効果的に果たすために、連邦議会は政府に対する質問権を有するとされる (Hans D. Jarass und Bodo Pieroth, *Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland: Kommentar*, 15.Aufl., München: C.H. Beck, 2018, pp.771-772.)。基本法第 38 条と並んで、民主主義原理に関する第 20 条も連邦議会が質問権を有する根拠に挙げられることがある (“Die Anfrage: ein wichtiges Recht der Parlamentarier.” Deutscher Bundestag website <https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2011/37215383_kw52_instrumente_bundestag/207296>)。また、連邦議会が有する連邦政府構成員 (首相及び大臣で構成) に対する出席要求権を定めた基本法第 43 条第 1 項に、連邦議会の質問権が含まれるという説明もある (コンラート・ヘッセ (初宿正典・赤坂幸一訳) 『ドイツ憲法の基本的特質』成文堂, 2006, p.374. (原書名: Konrad Hesse, *Grundzüge des Verfassungsrechtes der Bundesrepublik, Deutschland*, 20.Aufl., 1999.); 吉田栄司「西ドイツ連邦議会における反対派の政府統制権能 (二)」『法学論叢』114 卷 2 号, 1983.11, pp.30-31.)。

⁶ 1990 年時点の邦訳として、吉田栄司『憲法的責任追及制論 I』関西大学出版部, 2010, pp.351-433.

議院に対する連邦政府の報告義務に関する基本法第 53 条に含まれている⁷。連邦参議院の質問権は、連邦参議院規則 (*Geschäftsordnung des Bundesrates*)⁸第 19 条で具体化されている。

我が国においては憲法に議会質問に関する明文規定は置かれていないが、質問制度は、憲法上、行政統制の一環として理解されるべきであるとされ⁹、「質問権」は国会（議院）の「行政に対する監督権」の一態様として国会法（昭和 22 年法律第 79 号）で認められたものと説明される¹⁰。我が国では、同法第 74～76 条並びに衆議院規則（昭和 22 年 6 月 28 日議決）第 158～161 条及び参議院規則（昭和 22 年 6 月 28 日議決）第 153～155 条で、口頭質問として唯一「緊急質問」が、文書質問として「質問主意書」が規定されているが、このうち緊急質問はほぼ実施されていないことが指摘される¹¹など、議会質問の在り方をめぐり議論が行われている。

以下、ドイツの議会質問制度について連邦議会（下院）を中心に紹介し、連邦参議院（上院）¹²についても若干言及する¹³ことで、我が国における議論の参考に供したい。なお、口頭質問及び文書質問の概要の一覧は別表 1 及び別表 2、質問数に関する統計は別表 3 のとおりである。

I 下院

1 口頭質問

下院の口頭質問には、質問内容の事前通告の要否により、大別して①「広義のクエスチョンタイム」、②「広義の対政府質問」の 2 類型が存在する。①「広義のクエスチョンタイム」は、質問内容の事前通告を要する。これは、1952 年にイギリスのクエスチョンタイムをモデルに導

⁷ Konrad Reuter, *Bundesrat und Bundesstaat: Der Bundesrat der Bundesrepublik Deutschland*, 14. Auflage, Berlin: Direktor des Bundesrates, 2009, p.46. <http://www.bundesrat.de/SharedDocs/downloads/DE/publikationen/Bundesrat-und-Bundesstaat.pdf?__blob=publicationFile>; Konrad Reuter, *The Bundesrat and the federal system: The Federal Council of the Federal Republic of Germany*, 14th edition, Berlin: Secretary General of the Bundesrat, 2009, p.46. <https://www.bundesrat.de/SharedDocs/downloads/DE/publikationen/Bundesrat-und-Bundesstaat-EN.pdf?__blob=publicationFile&v=1>

⁸ 1988 年時点の邦訳として、石井五郎訳「連邦参議院議事規則」『外国の立法』No.165, 1990.1, pp.17-29.

⁹ 大石眞「立法府の役割と課題」『統治機構の憲法構想』法律文化社, 2016, p.171.

¹⁰ 国会法規研究会「国会にかんする法規 第 2 編本論 73 第 2 章 国会の活動 46」『時の法令』1643 号, 2001.6.15, p.75.

¹¹ 大山礼子『政治を再建する、いくつかの方法—政治制度から考える—』日本経済新聞出版社, 2018, pp.73-76. 緊急質問は、初期の国会では活用されていたが、直近の実施例は、衆議院では第 102 回国会の 1985（昭和 60）年 4 月 11 日、参議院では第 181 回国会の 2012（平成 24）年 11 月 2 日である（『衆議院先例集付録 平成 29 年版』衆議院事務局, 2017, pp.385-424; 『参議院先例諸表 平成 22 年版』参議院事務局, 2010, pp.364-392; 『参議院先例諸表 平成 22 年版 追録』参議院事務局, 2016, p.65.）。第 181 回国会での実施は、27 年ぶりであった（ただし、当該緊急質問については、首相に対する問責決議が可決されたことを背景に、当時参議院で多数を占めていた野党により参議院における所信表明演説が拒まれたため、いわゆる代表質問の代わりに実施された変則的な事例であり、緊急質問の復活とは言えないという指摘もある。）。

¹² ドイツには立法過程に関与する機関として連邦議会と連邦参議院が置かれている。両者は独立した機関であり、1 つの議会を構成する「議院」ではないが、公選の議員で構成される連邦議会が下院に、連邦を構成する 16 州の政府構成員から成る連邦参議院が上院に相当すると説明されることが多いため、本稿でも、以下では連邦議会を「下院」、連邦参議院を「上院」とする。なお、このような見方に異を唱え、Bundesrat が連邦議会と並ぶ立法機関であるという誤解を避けるという趣旨で、「連邦参議会」と訳す例もある（初宿正典訳『ドイツ連邦共和国基本法—全訳と第 62 回改正までの全経過—』信山社出版, 2018, pp. i - ii.）。

¹³ 以下、主に次の文献によりながら説明する。Susanne Strasser und Frank Sobolewski, *So arbeitet der Deutsche Bundestag*, Neue Darmstaedter Verlagsanstalt, 2018, pp.60-62. <<https://www.btg-bestellservice.de/pdf/10041000.pdf>>; Susanne Linn und Frank Sobolewski, *The German Bundestag*, Neue Darmstaedter Verlagsanstalt, 2015, pp.56-58. <<https://www.btg-bestellservice.de/pdf/80080000.pdf>>; “Die Anfrage: ein wichtiges Recht der Parlamentarier,” *op.cit.*(5) 他の文献を典拠とした部分については、適宜脚注に付した。なお、ドイツの議会質問制度を紹介した直近の邦語文献として、渡辺富久子「ドイツ連邦議会による政府の統制—調査委員会を中心に—」『外国の立法』No.255, 2013.3, pp.91-92, 103. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111649_po_02550007.pdf?contentNo=1> が挙げられる。

入され¹⁴、以降定期的に実施されている a) 「(狭義の) クエスチョンタイム」と、不定期に実施される b) 「緊急質問」が含まれる。②「広義の対政府質問」は、質問内容の事前通告を要しない。これは、閣議の情報が議会よりも先に記者会見を通じてマスメディアに流れることに対する批判があったことを契機として 1990 年に本格的に導入され¹⁵、閣議後に主に各省の大臣に対して質問する a) 「対政府質問」と、対政府質問の枠で 2018 年に試行が開始され、首相に対して質問する b) 「首相のクエスチョンタイム」が含まれる。口頭質問は、いずれも本会議場で実施される。

下院の本会議場は扇型(半円形)の形状をしており、扇の要に相当する部分の中央に下院議長席が置かれ、そこから見て左に州政府構成員から成る上院議員用の席、右に連邦政府構成員用の席(共に下院議長と同じ方向を向く形)が、扇面に相当する部分に下院議長等に対面する形で党派別に議席が配置されている¹⁶。この議場構造は「半円型」の変型方式である「政府席対置型」に分類され¹⁷、多党制の国においてよく見られるものである¹⁸。なお、本会議の議事は、議会専門放送局により中継される。

第 18 選挙期¹⁹(2013~2017 年)では、1 年当たりの本会議の開会日が約 61 日(4 年間 245 日の平均)、本会議において議事に要した時間の総計は約 457 時間 14 分(4 年間 1,828 時間 54 分の平均)であり、広義のクエスチョンタイムが約 17 回(4 年間 67 回の平均)、対政府質問が約 16 回(4 年間 65 回の平均)実施された²⁰。

(1) 広義のクエスチョンタイム

(i) クエスチョンタイム

(a) 概要

クエスチョンタイム²¹(Fragestunde)は、各下院議員が連邦政府に対し口頭の答弁を求める質

¹⁴ 山口和人「ドイツの議会改革」『レファレンス』591号, 2000.4, p.38; Wolfgang Ismayr, *Der Deutsche Bundestag*, 3., völlig überarbeitete und aktualisierte Auflage, Wiesbaden: Springer VS, 2012, p.330. イギリスのクエスチョンタイム等については、拙稿(濱野雄太「イギリスの議会質問制度」『調査と情報—Issue Brief—』1028号, 2018.12.6. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11195783_po_IB1028.pdf?contentNo=1>)参照。

¹⁵ 渡辺 前掲注(13), p.92; *ibid.*, p.338.

¹⁶ 現在の連邦政府構成員席は議員席とほとんど変わらない高さになっているが、1894年に建設されたドイツ帝国議会(Reichstag)議事堂では、議員席の正面の高い位置に「ひな壇」と称される閣僚席が置かれ、1949年の連邦議会への改組後もしばらくこの構造は維持されていた(奈良岡聰智「議場構造論—「ひな壇」廃止論をめぐる攻防を中心として—」御厨貴・井上章一編『建築と権力のダイナミズム』岩波書店, 2015, pp.37-39.)。この「ひな壇」構造は、大日本帝国憲法下において我が国の帝国議会議事堂本会議場に採用され、現在の国会議事堂にも継承されている。イギリスとドイツの本会議場を比較した場合に、ドイツ下院の本会議場は広々としており、イギリスのようにアイコンタクトを交えた白熱した論戦を可能にするような構造にはなっていないという指摘もある(Kate Connolly, “Angela Merkel holds first ever ‘chancellor’s question time’,” *Guardian*, 2018.6.6. <<https://www.theguardian.com/world/2018/jun/06/angela-merkel-first-question-time-lacks-histrionics-uk-pmq>>)。

¹⁷ 赤坂幸一「議場構造の憲法学」毛利透ほか編『比較憲法学の現状と展望—初宿正典先生古稀祝賀—』成文堂, 2018, p.319. 他に政府席対置型の議場を有する国として、日本、イタリア、オランダ等が挙げられている。

¹⁸ 川人貞史ほか『現代の政党と選挙 新版』有斐閣, 2011, p.71. (川人貞史執筆部分) 政党システムの在り方は、議会の物理的構造にも反映しているとする見解もある。

¹⁹ 選挙期は、下院総選挙後の最初の開会日から次の総選挙による後継下院の最初の開会日までの期間を指し、解散がない場合には、4年である(基本法第39条第1項)。両院共に会期制度はないが、上院では毎年11月1日から翌年10月31日までを1職務期とする(上院規則第3条)。

²⁰ “7.3 Plenarsitzungsstatistik,” 2018.11.15. Deutscher Bundestag website <https://www.bundestag.de/blob/196272/8f62af680612b1f76080e6c9c7fbb30e/kapitel_07_03_plenarsitzungsstatistik-data.pdf>; “Statistik der Parlamentarischen Kontrolltätigkeit: Überblick 18. Wahlperiode,” 2017.11.27. *ibid.* <https://www.bundestag.de/blob/194874/f3274c0201b6eba83d35869d6bd3cf1b/kontroll_taetigkeiten_wp18-data.pdf>

²¹ 他の訳として「質問時間」、「質問タイム」がある。

問を行うことができる旨を規定する下院規則第 105 条に根拠を有する。実施時間は 1 会議週（本会議を開く週を指す。2018 年及び 2019 年はそれぞれ 21 週）につき最長 180 分とされ（下院規則第 4 附則第 1 条第 1 項）、実態として各会議週の水曜日、対政府質問（（2）参照）直後の 13 時 30 分～15 時 30 分に、2 時間実施されるのが通例である。

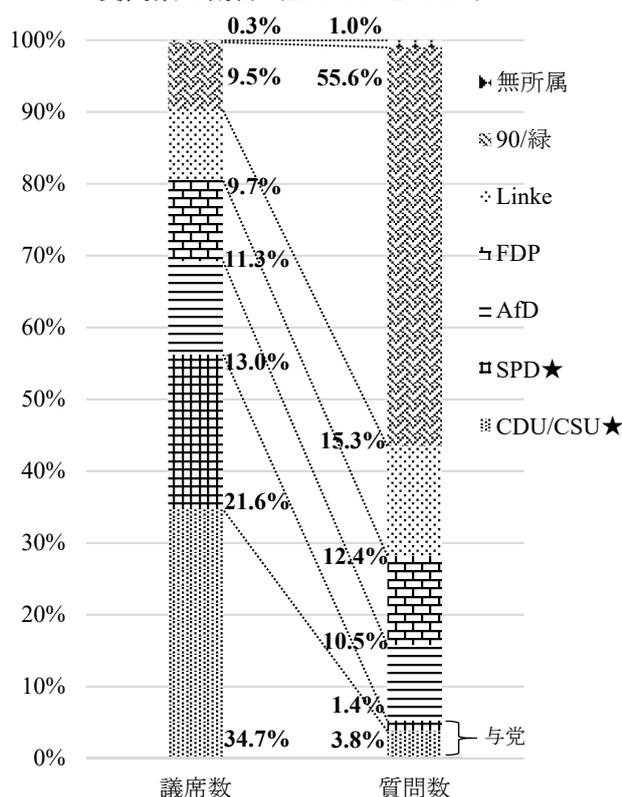
(b) 質問提出手続

各下院議員の質問提出数の上限は、1 会議週につき 2 件までである（下院規則第 4 附則第 1 条第 2 項）。質問内容の事前通告を行う必要があり、クエスチョンタイムが実施される会議週の前週の金曜日の 10 時までに下院議長に、12 時までに連邦政府に提出しなければならない（同附則第 8 条）。質問の内容は、連邦政府が直接的又は間接的に責任を有する事項に関係している必要がある（同附則第 2 条第 1 項）。質問の要件として、簡潔であること、簡潔に答弁できるものであること、内容に客観的でない断定や評価を含めないこと（同附則第 1 条第 3 項）が挙げられる。質問の提出に先立ち、会派による質問者の選出、質問内容の選別が行われている²²。特に野党会派では、会派に置かれる作業部会において質問の主要なテーマ群が準備され、当該部会がクエスチョンタイムで質問を行う下院議員を指名するという²³。形式的には下院議員が個人の権利で質問を提出することができるように見えるが、実態としては、提出までの間に会派による調整及び審査が相当程度行われているとされる²⁴。

(c) 質問の配分

実態として質問数の占有割合は、野党会派の下院議員によるものが圧倒的に高い（質問提出数における割合について、別表 3）。例えば、2017 年 10 月～2018 年 9 月の口頭で答弁された質問（緊急質問（（ii）参照）を除く。）における会派別の占有割合（括弧内は議席数の割合）は、図 1 のとおりである。与党会派をキリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟（CDU/CSU）及び社会民主党（SPD）、野党会派をドイツのための選択肢（AfD）、自由民主党（FDP）、左翼党（Die Linke）、90 年連合／緑の党（Bündnis 90/Die Grünen. 以下「緑の党」という。）及び無所属とすると、与野党別では与党会派が 5.3%（56.3%）、野党会派が

図 1 ドイツ下院の会派別議席数と QT の質問数の割合（2017.10-2018.9）



(注) 「QT」は、クエスチョンタイムを指す。少数第2位を四捨五入しており、合計が 100%にならない。与党に★を付した。

(出典) 本会議議事録を基に筆者作成。

²² Dominik Hierlemann and Ulrich Sieberer, “Let citizens participate! An alternative model of question time in the German Bundestag.” *EINWURF*, Issue 4, 2014, p.5. <http://www.bertelsmann-stiftung.de/fileadmin/files/BSt/Publikationen/GrauePublikationen/EINWURF_04_2014_Englisch.pdf>

²³ Ismayr, *op.cit.*(14), p.331.

²⁴ *ibid.*, pp.330-331.

94.7% (43.7%) であった²⁵。クエスチョンタイムに限らず、口頭質問において与党会派の下院議員による質問の提出を制限するような規則は、存在しない²⁶。にもかかわらず野党会派の下院議員に比べ与党会派の下院議員が質問を提出することが少ない一因として、与党会派の下院議員は所属する党を通じて政府から非公式に情報を得られることが挙げられる²⁷。

(d) 政府側の対応

出席する省は、全ての省に対する質問の機会が定期的に確保されるよう、様々な基準に基づき連邦政府が決定する²⁸。クエスチョンタイムの答弁は、所管の省の首脳が行うこと、可能な限り簡潔にすること、首相府は答弁の担当者を下院に通知することが規定されている（連邦省共通事務規則（*Gemeinsame Geschäftsordnung der Bundesministerien*）²⁹第29条第1項）。実態として、本会議における答弁を大臣³⁰が自ら行うことはごくまれであり、その代理として政務次官³¹（まれに事務次官³²）が答弁を行うのが大半である。例えば、2017年10月～2018年9月の全12回で答弁を担当した件数の割合は大臣0.0%、政務次官98.2%、事務次官1.8%であり、1回につき答弁を担当した政務次官の人数は1～10人（平均約4.7人。全て別の省）であった³³。

(e) 実施手続

発言時間の制限は、答弁時間2分、補充質問の時間1分、補充質問に対する答弁時間1分として運用されている³⁴（事前通告されている質問内容は下院議長が読み上げるため、「質問時間」は存在しない。）。質問者は補充質問を2件まで行うことができ（下院規則第4附則第3条）、進行を妨害しない限り、質問者だけでなく他の下院議員も、下院議長の許可を得て補充質問を行うことができる（同附則第4条）。この場合、補充質問は1人につき1件のみとされる。ただし、元の質問と無関係の補充質問については、下院議長が拒否する（同附則第5条）。質問者は、1人で連続して2件の質問を行うこともある。前掲の質問の要件（(b)参照）は、補充質問にも適用される（同附則第3条）。時間不足のために答弁されなかった質問については、質問者が当該週の最後のクエスチョンタイムの終了時までには質問を取り下げない限り、連

²⁵ これに補充質問（本文後述（e））の件数を加えた割合も与党会派5.1%、野党会派94.9%で、ほぼ変わらない。

²⁶ 下院事務局からの回答（2018年8月27日）による。

²⁷ Cristian Stecker, “Germany: Heated debates but cooperative behaviour,” Elisabetta De Giorgi and Gabriella Ilonszki eds., *Opposition Parties in European Legislatures: Conflict or Consensus?*, London and New York: Routledge, 2018, p.45. 与党と政府の間のコミュニケーションは緊密で、連邦政府構成員は与党会派の会合に常に出席し、会派所属議員に政府の課題の報告を行い、時事的なトピックについて議論するという。また、与党会派及びそのスタッフは、連邦政府の省の職員と緊密に連携しているとされる。与党会派所属議員は、会派の会合やその他の非公式な場における連邦政府構成員への質問等により、実質的に連邦政府に対する統制を行っているようである。（下院事務局からの回答（2018年9月4日）による。）

²⁸ 質問提出日の順序、質問テーマの文脈、同一の質問者の連続性等を考慮し決められるという（下院事務局からの回答（2018年9月4日）による。）

²⁹ 邦訳として、古賀豪「ドイツ連邦政府の事務手続—連邦省共通事務規則—」『外国の立法』No.214, 2002.11, pp.130-163. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000525_po_21403.pdf?contentNo=1> 参照。

³⁰ 2018年3月に発足した第4次メルケル（Angela Merkel）内閣では、首相を除き、首相府長官を含め15人。

³¹ 連邦政府の各省において、省を所管する大臣を補佐するために置かれる下級大臣。主に議会対策や大臣から委任された事項を担当する。首相が大臣と協議の上、下院議員の中から大統領に提案し、大統領が任命する。第4次メルケル内閣では、35人。

³² 省内の事務方のトップであるが、政治的任用職である政治的官吏に含まれ、連邦の各省又は州政府の官吏から任用するのが通例とされる（吉田耕三ほか「ドイツの公務員制度」村松岐夫編著『公務員制度改革—米・英・独・仏の動向を踏まえて—』学陽書房, 2008, pp.181-188.）。

³³ 本会議議事録を基に算出。小数第2位を四捨五入した。

³⁴ 下院事務局からの回答（2018年9月4日）による。なお、質問の順番については、基本的に各選挙期の冒頭に政府が決定した省の順番に対応して行われ、最初に答弁する省は毎回変更される等のルールが存在する。

邦政府から文書で答弁される（同附則第 12 条）。2017 年 10 月～2018 年 9 月を例にとると、実施時間の長短の影響もあり幅があるが、質問の実施件数は 1 回につき 4～28 件（平均約 17.3 件）、補充質問の件数は 1 回につき 4～45 件（平均約 28.7 件）であった³⁵。

質問のテーマは幅広く、多くは有権者の苦情を取り上げたものであるが、政府の政策の方向性に関するものが取り上げられることもある³⁶。与党会派の下院議員は、政府を擁護するような補充質問をしばしば行うとされる³⁷。クエスチョンタイムに限らず、対政府質問も含めた口頭質問の在り方には議論があり、連邦政府及び下院議員の重要な人物が登場しないこともあって、政府と野党との白熱した論戦になっていないとの指摘がある³⁸。かつて現職の下院議長が、公然とクエスチョンタイムの意義に疑義を呈したこともある³⁹。

（ii）緊急質問

明らかに緊急で公衆の関心がある問題についての質問（緊急質問（*Dringliche Frage*））がクエスチョンタイムの前日（すなわち火曜日）の正午までに提出された場合、下院議長はクエスチョンタイムにおいてその実施を許可するものと規定されている（下院規則第 4 附則第 9 条）。質問の要件及び質問提出上限数は、クエスチョンタイムと同様であり（同条）、クエスチョンタイムの質問提出数と合算される。連邦政府の答弁後、質問者だけでなく他の下院議員も、下院議長の許可を得て補充質問を行うことができる。緊急質問はクエスチョンタイムの冒頭に実施され、既に同じテーマに関する質問が提出されている場合には、それらの質問も繰り上げて実施される（同附則第 10 条第 2 項）。

（2）広義の対政府質問

（i）対政府質問

（a）概要

下院規則第 106 条第 2 項は、会議週に対政府質問（*Befragung der Bundesregierung*）が実施され、下院議員が連邦政府に対し主に閣議に関する時事的な問題について質問を行うことができる旨を規定する。連邦政府の閣議は毎週水曜日の午前で開催されるため、対政府質問は、会議週の水曜日 13 時から（同規則第 7 附則第 1 条）、通常 30 分間実施される（同附則第 4 条）が、下院議長が認めれば延長することもできる⁴⁰。

（b）質問提出手続

質問内容の事前通告は、行われぬ。質問のテーマは、事前に下院に通知されたその日の閣議の特定の議題に関するものである。ただし、各下院議員は、政府が所管するいかなる事項についても質問を行うことができる⁴¹。質問の要件として、簡潔であること、簡潔に答弁できるも

³⁵ 本会議議事録を基に算出。小数第 2 位を四捨五入。

³⁶ David P. Conradt and Eric Langenbacher, *The German polity*, 10th ed., Lanham: Rowman & Littlefield Publishers, 2013, p.225.

³⁷ Ismayr, *op.cit.*(14), p.331.

³⁸ Hierlemann and Sieberer, *op.cit.*(22), p.3. なお、同論文は、ドイツでは選挙制度の影響により連立政権の形成が促されるため、下院にはコンセンサスの文化が根付いていること、したがってイギリス下院における首相のクエスチョンタイムをそのまま導入しても効果は期待できないことを指摘している（*idem.*, p.4.）。

³⁹ “Lammert erklärt Fragestunde für “politisch sinnlos,”” *Zeit Online*, 2014.4.15. <<https://www.zeit.de/politik/deutschland/2014-04/bundestag-norbert-lammert-roger-willemsen-fragestunde>>

⁴⁰ 延長した分、直後のクエスチョンタイムの時間が短縮される（下院規則第 7 附則第 6 条）。

⁴¹ Ismayr, *op.cit.*(14), p.339.

のであることが挙げられる（下院規則第7附則第2条）。

(c) 質問の配分

実態として質問数の占有割合は、野党会派の下院議員によるものが高い（別表3）。例えば、2017年10月～2018年9月の対政府質問における会派別の質問占有割合は、図2のとおりである。与野党別の割合（括弧内は議席数比）は、与党会派が17.4%（56.3%）、野党会派が82.6%（43.7%）であった。

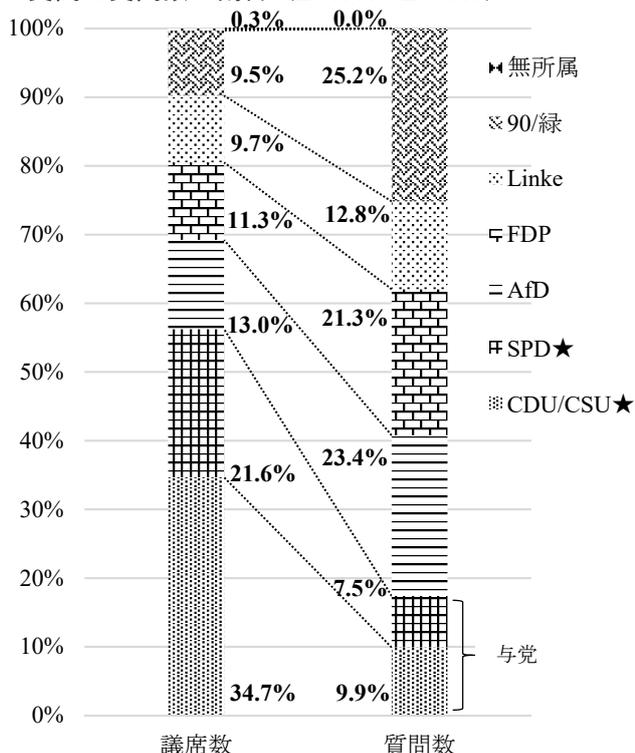
(d) 政府側の対応

原則として、質問者に指名された連邦政府構成員が答弁を行うが、関係する他の連邦政府構成員の発言を妨げるものではない（下院規則第7附則第7条）。大臣だけでなく、政務次官が答弁することもある。2017年10月～2018年9月の全11回を見る限りでは、1回につき少なくとも大臣1人が閣議の報告及び答弁を担当した上で、政務次官0～5人（平均約2.7人。大臣も含め全て別の省）が答弁を担当している⁴²。担当した答弁数の割合は、大臣が83.2%、政務次官が16.8%であった⁴³。なお、首相及び大臣が対政府質問に出席する義務はない⁴⁴。

(e) 実施手続

対政府質問の冒頭において、担当する連邦政府構成員は希望により5分間発言することができ（下院規則第7附則第5条）、閣議の議題について発言することが通例となっている⁴⁵。その後、下院議長の指名により各会派の下院議員が質問を行う。指名に当たり、下院議長は党派の様々な見解、会派の勢力等に配慮しなければならない（同附則第3条及び同規則第28条第1項）が、実態として野党会派の下院議員による質問の希望が多いので、厳密には与野党交互の指名などは行われていないという⁴⁶。質問時間及び答弁時間は、それぞれ1分に制限される⁴⁷。補充質問は、質問者にも他の下院議員にも認められていない。2017年10月～2018年9月の対政府質問では、1回につき18～33件（平均約25.6件）の

図2 ドイツ下院の会派別議席数と対政府質問の質問数の割合（2017.10-2018.9）



(注) 中止された質問は、含めていない。小数第2位を四捨五入しており、合計が100%にならない。与党に★を付した。

(出典) 本会議議事録を基に筆者作成。

⁴² 本会議議事録を基に算出。小数第2位を四捨五入。

⁴³ 同上

⁴⁴ “Norbert Lammert droht der Bundesregierung,” 2014.9.26. Tagesspiegel website <<https://www.tagesspiegel.de/politik/fragestunde-im-bundestag-norbert-lammert-droht-der-bundesregierung/10760380.html>>

⁴⁵ Wolfgang Ismayr, “Functions, organisation and decision-making processes of the German Bundestag,” Thomas Grimpe and Tina Steinhilber, eds., *The German Parliament*, Berlin: German Bundestag, 2016, p.176.

⁴⁶ 下院事務局からの回答（2018年9月4日）による。

⁴⁷ 同上

質問が実施された⁴⁸。与党会派に所属する下院議員からの質問は、政府の立場を支持するようなものが多いという⁴⁹。政府と議員とのやり取りは、議会専門放送局だけでなく、公共放送局ARDとZDFによる共同制作チャンネル（Phoenix）により中継される。

（ii）首相のクエスチョンタイム

2017年9月の下院総選挙の結果を受けて2018年3月に成立したCDU/CSU及びSPDによる連立政権の連立協定において、「下院を再び政治的・社会的討論の中心地として強化する」ことを目的に、対政府質問を構築し直すとともに、首相が下院において質問を受ける機会を年に3回設けることが合意された⁵⁰。この初の首相のクエスチョンタイムの試みは下院規則の改正を経ない運用によるもので、第1回が同年6月6日、第2回が同年12月12日の水曜日に、それぞれ約1時間実施された（第1回が12時30分から、第2回が13時から）。

首相のクエスチョンタイムの大まかな流れを、第1回を例にまとめると次のとおりである。まず冒頭で首相が午前中の閣議の議題について5分間の報告を行い、続いて60分間が質問と答弁に充てられた（最初の20分間は当該報告に関する質問に、残りは当該報告に関する更なる質問やその他の質問に充てられた。）。対政府質問の運用を踏襲し、質問内容の事前通告は行われず、質問時間及び答弁時間はそれぞれ1分に制限され、質問者及び他の下院議員による補充質問は認められなかった⁵¹。1番目の質問は野党第1党であるAfDの所属議員が行い、その後各会派の議員から質問が行われた。時間内に行われた質問は30件に上った。質問者の中には野党の党首もいたが、質問件数等に関する有利な扱いは見られなかった。メルケル首相が口頭質問に対応したのは2009年の首相就任後初めてであったこともあり注目度は高く、テレビによる中継も行われた。

第1回及び第2回における与野党別の質問占有割合（括弧内は議席数の割合）は、与党会派が31.5%（56.3%）、野党会派が68.5%（43.7%）であった⁵²。

第2回では、首相の報告に関する質問とそれ以外を30分間ずつ配分する、質問者に補充質問を1件認めるなど、第1回との変更点も見られた。修正が加えられつつも制度として定着するのか、今後の動向が注目される。

2 文書質問

下院の文書質問には、19世紀半ばから存在した「問責質問（Interpellation）」を継承した①「大質問」、1912年にドイツ帝国議会で導入された制度を継承した②「小質問」、1969年の議

⁴⁸ 本会議議事録を基に算出。小数第2位を四捨五入。答弁が行われなかった質問は、含めていない。

⁴⁹ Ismayr, *op.cit.*(14), p.339.

⁵⁰ “Ein neuer Aufbruch für Europa: Eine neue Dynamik für Deutschland: Ein neuer Zusammenhalt für unser Land Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD. 19. Legislaturperiode,” pp.18, 173. Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/resource/blob/656734/847984/5b8bc23590d4cb2892b31c987ad672b7/2018-03-14-koalitionsvertrag-data.pdf?download=1>> 連立協定の内容については、泉真樹子「【ドイツ】新連立政権（大連立）の政策課題—2018年連立協定—」『外国の立法』No.275-2, 2018.5, pp.10-14. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11093477_po_02750205.pdf?contentNo=1> 参照。

⁵¹ “Chancellor's Question Time: Angela Merkel quizzed on Russia and refugees,” 2018.6.6. Deutsche Welle website <<https://www.dw.com/en/chancellors-question-time-angela-merkel-quizzed-on-russia-and-refugees/a-44099205>> 質問のテーマは、当日の閣議の議題であった、数日後にカナダで開催されるG7サミットに関するものが多数を占め、他には2018年4月に発覚した移民難民庁による難民不正認定に関するスキャンダルなども取り上げられた。

⁵² 本会議議事録を基に算出。小数第2位を四捨五入。第2回における補充質問の件数も含む。

会改革⁵³の一環として下院に導入された③「(狭義の)文書質問」の3類型が存在する。これらの違いを大まかに述べると、「大質問」及び「小質問」は主に会派単位で提出される点が、下院議員個人が提出する「(狭義の)文書質問」と異なる。「大質問」は連邦政府の重要な政策を取り上げ、連邦政府の対応次第では本会議の審議に発展する可能性がある点、その政治的重要性から閣議の承認を経て答弁が行われる点が、「小質問」と異なる。

(1) 大質問

下院の1会派又は総議員の5%⁵⁴は、連邦政府に対し大質問 (*Große Anfrage*) を提出することができる(下院規則第75条第1項f号及び第76条第1項)。質問は短く簡潔でなければならない(下院規則第100条)が、通例、1件の質問で1つのテーマについて数十の質問事項が記載される(多いものでは100近くに上る。)。なお、簡潔な理由を付すこともできる(同条)。質問は下院議員から会派の院内幹事長に提出され、会派による形式面・内容面の審査を経て、会派から下院議長に提出される⁵⁵。下院議長は、質問を連邦政府に通知し、答弁の諾否及び時期を明らかにするよう求める(同条及び同規則第101条)。なお、会議週以外でも質問の提出、答弁の受領は可能である。提出数を制限する規則はない⁵⁶。

連邦政府は、首相府における大質問の受領後、直ちに、遅くとも3週間以内に、答弁するか否か及びその時期を、下院に対して通知しなければならない。答弁の期日についての定めはない。答弁自体を拒否する場合は、理由を付記する必要がある(連邦省共通事務規則第28条第3項)。質問は当該質問のテーマを所掌する省に回付され、担当部署が答弁案を準備する。答弁案は、原則として事務次官(例外的な場合には大臣)の了承を得た後、首相府に送付され、閣議の承認を経る⁵⁷。答弁は、連邦政府の名義で行われる(同条第2項)。答弁は下院に送付され、所属会派を経由して質問者に送付された上で、議会印刷物で公表される。大質問は野党会派が主な提出者であり(別表3)、野党会派が連邦政府の政治的な方針を監視する手段として用いられている。与党会派が大質問を提出する場合、主に政府に業績等をアピールする機会を提供するために行われるので、大質問による行政統制の効果は、ほぼ野党会派からの質問に基づくものであると指摘される⁵⁸。

なお、大質問は、答弁の受領後に議事日程に記載され、1会派又は総議員の5%の下院議員の要求があれば、これについて本会議で審議が行われる(下院規則第101条)。また、連邦政府が大質問に対する答弁を拒否し、又は3週間以内の答弁を拒否した場合、下院は当該大質問を議事日程に記載することができ、1会派又は総議員の5%の下院議員の要求があれば審議が行われる(同規則第102条)⁵⁹。これを大質問についての審議という。大質問についての審議では、通常、国の根本的な原則や政策に関する重要な政治的問題が取り上げられる。当該審議では、

⁵³ 1969年の議会改革については、山口 前掲注(14), pp.39-42 参照。

⁵⁴ この要件は大質問の提出に特有のものではなく、他の議案提出に係る要件と同一である(下院規則第76条)。

⁵⁵ Sven T. Siefken, "Parlamentarische Frageverfahren — Symbolpolitik oder wirksames Kontrollinstrument?" *Zeitschrift für Parlamentsfragen*, 41(1), 2010, p.28.

⁵⁶ 下院事務局からの回答(2018年8月27日)による。

⁵⁷ Siefken, *op.cit.*(55), pp.29-30.

⁵⁸ Ismayr, *op.cit.*(14), p.325.

⁵⁹ 大質問についての審議が多過ぎて議事運営に支障を来すような場合は、審議を所定の日は別の会議週における特定の日に延期することもあり得る(下院規則第103条)。

公開の会議での質問を通じて連邦政府に対する批判や意見を表明することができ、事実上審議テーマを質問者が設定できるという点も含め⁶⁰、野党会派にとって貴重な機会となっている。

(2) 小質問

下院の1会派又は総議員の5%は、明確に特定された分野について情報の提供を求めめるために、連邦政府に対し小質問 (*Kleine Anfrage*) を提出することができる (下院規則第75条第3項、第76条及び第104条第1項)。通例、1件の質問で1つのテーマについて複数の質問事項が記載される (多いものでは60近くに上る。)。なお、簡潔な理由を付すこともできる (下院規則第104条第1項)。質問の要件として、質問内容に客観的でない断定や評価を含めてはならないこと (同項) が挙げられる。大質問と同様、会議週以外でも質問の提出、答弁の受領は可能であり、質問提出数を制限する規則もない⁶¹。提出された質問は下院議長から連邦政府に通知され、下院議長は14日以内に文書形式で答弁するよう求める (同項及び同条第2項)⁶²。

質問及び答弁の作成過程は大質問とほぼ同じであり、答弁が連邦政府の名義で行われる (連邦省共通事務規則第28条第2項) ことも同じである。大質問と異なる点として閣議の承認が不要であることが挙げられ、省内の了承を得た後、首相府を経由せず下院に直接送付される (その後会派を経由して質問者に送付されること、議会印刷物で公表されることは同じである。)⁶³。また、小質問は議事日程に記載することができない (下院規則第75条第3項) ため、本会議での審議に発展しないことも大質問との相違点である。

小質問も、大質問と同様、野党会派が主な提出者であり (別表3)、野党会派が連邦政府から情報を得、連邦政府の活動を監視するために用いられる。

(3) (狭義の) 文書質問

各下院議員は文書による答弁を求め質問を連邦政府に対し行うことができ (下院規則第105条)、これを (狭義の) 文書質問 (*Schriftliche Frage*) という。各下院議員の質問提出上限数は、月に4件までである (下院規則第4附則第13条)。文書質問は、大質問及び小質問と異なり、下院議員が個人の資格で提出することができる点が特徴である。前述のようにクエスチョンタイムでは会派が準備した質問が提出される傾向にあるため、文書質問は下院議員本人の関心事について尋ねるために利用されるという⁶⁴。とはいえ、下院議員は所属会派の専門家として質問を提出し、質問のテーマに地元の選挙区の問題を取り上げることは多くないという⁶⁵。質問の内容及び要件については、クエスチョンタイムに関する規定が準用される (同条)。

連邦政府は、首相府による質問の受領後1週間以内に文書で答弁する必要がある (下院規則第4附則第14条第1項)⁶⁶。文書質問の答弁は、所管の省の首脳が行うこと、可能な限り簡潔

⁶⁰ Ismayr, *op.cit.*(14), pp.325-326.

⁶¹ 下院事務局からの回答 (2018年8月27日) による。

⁶² 下院議長が質問者と協議した上で、答弁期限を延長することもできる (下院規則第104条第2項)。連邦政府は、期限を遵守することができない場合、遅滞なく下院に対して理由を通知する必要があり、その際、答弁予定時期を記載しなければならない (連邦省共通事務規則第28条第4項)。答弁を拒否する場合にも、期限内の、かつ、理由を付した通知を要する (同項)。

⁶³ Siefken, *op.cit.*(55), pp.29-30. 答弁書の欄外には、実際に答弁を担当した省の名称が記載される。

⁶⁴ Ismayr, *op.cit.*(14), p.331.

⁶⁵ *ibid.*, p.333.

⁶⁶ 答弁が期限内に下院議長に到達しなかった場合、質問者は期限超過後の最初のクエスチョンタイム実施日の前日

にすることとされる（連邦省共通事務規則第 29 条第 1 項）。すなわち、大質問及び小質問と異なり、文書質問の答弁は連邦政府の名義ではなく、所管の省の大臣、政務次官又は事務次官の名義で行われる（連名の場合もある。）。答弁は下院議長に送付され、答弁の翌週、当該質問及び答弁は議会印刷物で公表される（同附則第 14 条第 2 項及び第 15 条第 1 項）。文書質問の提出数の割合を与野党別に見ると、野党会派に属する下院議員の占有割合が高い（別表 3）。

II 上院

前述のとおり、ドイツ上院の質問権は、上院規則第 19 条によって具体化されている。同条第 1 項は、上院議員は、本会議において、議事日程の案件について連邦政府又はその構成員に質問することができる」と規定する。これは、「質疑」に相当するものと考えられる。

また、各州は、本会議の 2 週間前までに上院議長に質問を書面で提出することにより、連邦政府に対して議事日程の案件に関連しない質問を行うことができる（上院規則第 19 条第 2 項）。質問は上院議長により連邦政府に送付された上で、議事日程に記載され、本会議当日、答弁が行われる。連邦政府側の手続については、下院のクエスチョンタイム及び文書質問に関する連邦省共通事務規則第 29 条の規定が準用される（連邦省共通事務規則第 33 条第 1 項）。なお、質問を提出する州が文書の形式による答弁を了承した場合、本会議における質問は実施されない。この場合、連邦政府による答弁は、全ての州に通知される（上院規則第 19 条第 5 項）。

このように質問権は法令に定められているものの、上院では下院で行われているようなクエスチョンタイム、大質問・小質問といった制度は存在せず、本会議において質問権が行使されることはほとんどないという⁶⁷。

おわりに

以上、ドイツの議会質問制度について下院を中心に概観したが、下院における質問の大半が野党会派（の下院議員）によるものである点が特徴と言える。その背景として、野党会派が行政統制の手段として質問制度を活用することに熱心であることは言えるであろうが、与党会派（の下院議員）による質問の提出が少ない要因として、与党会派は自らの政党を介し政府から非公式に情報を得られることが指摘されている⁶⁸。与党と政府の緊密な連携が野党会派の質問占有割合の高さの一因となっている点は、示唆に富むものと言えるであろう。議会質問制度の在り方を検討する際は、与党と政府の一体性の程度がもたらす影響も考慮すべきものと考えられる。また、文書質問のうち大質問のみ、本会議での審議に発展する可能性があり、その政治的重要性から、閣議の承認を経て答弁が行われる点も特徴と言える。

正午までに申し出ることにより、当該クエスチョンタイムの冒頭で口頭による答弁を求めることができる（下院規則第 4 附則第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 16 条）。この場合、補充質問は質問者のみに認められる（同附則第 16 条第 2 項）。申出からクエスチョンタイムまでの間に文書による答弁がなされた場合、質問者は期限内に答弁がなされなかった理由のみ、質問することができる（同附則第 15 条第 3 項）。

⁶⁷ Reuter, *op.cit.*(7), p.46. 上院事務局からの回答（2018 年 6 月 28 日）によれば、当該記述内容に変更はない。そもそも上院本会議の開催頻度は少なく、例えば 2013～18 年では 1 年で 9～11 日間（平均約 10.7 日間）であった。

⁶⁸ 連邦政府職員には政治的中立性が求められる一方で、政党への所属が認められること、各省の局長級以上は政治的官吏と呼ばれる政治的任用職であることとも、無関係ではないと考えられる。

別表1 ドイツ下院における主な口頭質問

類型	広義のクエスチョンタイム		対政府質問
	クエスチョンタイム	緊急質問	
開催頻度	1 会議週 ^(注) につき 1 回	不定期	1 会議週 ^(注) につき 1 回
実施時間	通例 2 時間 (1 週に 3 時間まで) 水 : 13:30-	(狭義の) クエスチョンタイム冒頭	30 分 水 : 13:00-
質問の事前通告	あり (前週の金曜日午前まで)	あり (前日昼まで)	なし
質問の上限・質問者の選出	・各議員の提出上限数は、1 会議週 ^(注) に 2 件。 ・実態として、質問者は各会派が所属議員の中から選ぶ。	・明らかに緊急で公衆の関心がある問題について質問を提出した議員が、質問を行う。	・質問者は下院議長が指名する。
質問・発言時間の制限	・質問 1 件で、質問に対する答弁 2 分、補充質問 1 分、補充質問に対する答弁 1 分まで。		・質問 1 件で、質問 1 分、答弁 1 分まで。
補充質問	・質問者、他の議員共に許容。		・認められない。
備考	・大臣の答弁はまれで、主に政務次官が答弁を行う。 ・時間不足により答弁が行われなかった質問については、文書で答弁。		・主に大臣が答弁を行い、政務次官が答弁を行うこともある。 ・公共放送による共同制作チャンネル (Phoenix) による中継あり。

† 対政府質問の運用に準じて 2018 年 6 月から首相のクエスチョンタイムが試行的に行われているが、省略した。

(注) 会議週は本会議を開く週を指し、1 年当たり 21~24 週程度。

(出典) 下院規則等を基に筆者作成。

別表2 ドイツ下院における文書質問

類型	大質問	小質問	(狭義の) 文書質問
提出者要件	・ 1 会派又は総議員の 5% の下院議員		・ なし
質問提出件数の制限	・ なし		・ 各議員の提出上限数は、1 か月につき 4 件。
主な質問要件	・ 短く簡潔であること。	・ 客観的でない断定や評価を含めないこと。	・ 客観的でない断定や評価を含めないこと。 ・ 簡潔であること。 ・ 簡潔に答弁できること。
質問の宛名	・ 連邦政府		
答弁期限	・ なし (受領後 3 週間以内に連邦政府が時期を通知)	・ 受領後 14 日以内 (延長可)	・ 受領後 1 週間以内
答弁の名義	・ 連邦政府 ※閣議の承認を経る。	・ 連邦政府 ※閣議の承認を経ない。実際には所管の省限りで答弁書を作成。	・ 大臣、政務次官又は事務次官
備考	・ 会議週 ^(注) 以外の質問の提出、答弁の受領も可。		
	・ 連邦政府が理由を付して答弁を拒否する場合もある。		
	・ 答弁受領後、1 会派又は総議員の 5% により本会議での審議に発展し得る。		

(注) 会議週は本会議を開く週を指し、1 年当たり 21~24 週程度。

(出典) 下院規則等を基に筆者作成。

別表3 ドイツ下院における質問数

選挙期 ^(注1)	口頭質問						文書質問					
	広義のクエスチョンタイム				対政府 質問	大質問		小質問		(狭義の) 文書質問		
	提出数		緊急質問 ^(注2)			提出数	提出数	提出数	提出数			
1 (1949-53)	392	(68.8)	-	-	-	160	(38.1)	355	(58.9)	-	-	
2 (1953-57)	1,069	(58.2)	-	-	-	97	(52.6)	377	(38.7)	-	-	
3 (1957-61)	1,536	(75.7)	2	*	-	49	(87.7)	411	(64.0)	-	-	
4 (1961-65)	4,786	(56.7)	33	*	-	35	(68.6)	308	(43.8)	-	-	
5 (1965-69)	10,733	*	198	*	-	45	(35.6)	488	(42.0)	-	-	
6 (1969-72)	6,966	(64.5)	135	*	-	31	(80.6)	569	(82.8)	4,107	*	
7 (1972-76)	12,925	(68.9)	74	*	8	24	(75.0)	480	(88.8)	5,572	*	
8 (1976-80)	11,826	(64.1)	49	*	*	47	(70.2)	434	(84.3)	11,641	*	
9 (1980-83)	4,971	(60.6)	13	*	*	32	(75.0)	297	(85.2)	9,413	*	
10 (1983-87)	7,028	(61.9)	41	*	3	175	(84.6)	1,006	(95.9)	15,836	*	
11 (1987-90)	4,134	(70.1)	39	(82.9)	32	145	(86.2)	1,411	(98.5)	16,117	*	
12 (1990-94)	4,215	(66.9)	55	(78.2)	44	98	(85.7)	1,382	(98.1)	16,661	(65.9)	
13 (1994-98)	3,574	(80.9)	34	(85.3)	41	156	(89.7)	2,070	(98.8)	14,905	(78.9)	
14 (1998-02)	3,309	(96.3)	80	(97.6)	61	101	(95.1)	1,813	(99.1)	11,838	(87.9)	
15 (2002-05)	2,552	(98.9)	37	(100.0)	42	65	(100.0)	797	(99.7)	11,069	(96.3)	
16 (2005-09)	2,814	(93.9)	111	(100.0)	59	63	(98.4)	3,299	(100.0)	12,789	(77.9)	
17 (2009-13)	6,164	(98.2)	107	(98.1)	69	54	(96.3)	3,629	(98.9)	20,141	(93.6)	
18 (2013-17)	3,139	(97.7)	20	(100.0)	65	15	(100.0)	3,953	(98.9)	14,012	(89.9)	

†1 括弧内の値は、野党会派（無所属を含む。）が提出した割合（%）。一部、出典の情報について計算し直した上で修正した箇所がある。

†2 不明な値は、「*」で示した。

(注1) 選挙期は、下院総選挙後の最初の開会日から次の総選挙による後継下院の最初の開会日までの期間を指し、解散がない場合には、4年である

(注2) 緊急質問は、広義のクエスチョンタイムの内数。

(出典) 渡辺富久子「ドイツ連邦議会による政府の統制—調査委員会を中心に—」『外国の立法』No.255, 2013.3, p. 103. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111649_po_02550007.pdf?contentNo=1>; Peter Schindler, *Datenhandbuch zur Geschichte des Deutschen Bundestages 1949 bis 1999*, Band II, Baden-Baden: Nomos, 1999, pp.2759-2762; “Kapitel 23 Statistische Gesamtübersicht: 1. – 11. Wahlperiode,” 2016.7.27, pp.21-22. Deutscher Bundestag website <http://www.bundestag.de/blob/273012/39260d19455ef821affdee3a09588c20/kapitel_23_statistische_gesamt_bersicht_1_11_wahlperiode-pdf-data.pdf>; “Kapitel 11.3 Regierungsbefragung,” 2018.2.2, p.1. *ibid.* <https://www.bundestag.de/blob/196226/686498e9d4019a4134a1a8d68288b626/kapitel_11_03_regierungsbefragung-data.pdf>; “Kapitel 11.1 Anfragen,” 2018.2.27, pp.2-5. *ibid.* <https://www.bundestag.de/blob/196220/6cb3e85de6b8d7377caa4fae8d05fcc4/kapitel_11_01_anfragen-data.pdf>; “Kapitel 11.4 Oppositionelles Verhalten: Statistik,” 2018.5.14, pp.1-8. *ibid.* <https://www.bundestag.de/blob/196228/1fffc22ec67d53bb06cdd8af0594fe9e/kapitel_11_04_oppositionelles_verhalten_statistik-data.pdf> を基に筆者作成。